

外国自動車製作者による輸入自動車の新規検査の申請時の提出書面に係る排出ガス試験

(道路運送車両法施行規則第 36 条第 7 項第 3 号)

(1) 指定・登録基準

道路運送車両法施行規則

(新規検査の申請)

第 36 条

8 前項第 3 号の規定による認定は、次に掲げる基準に適合すると認められる者について行う。

- 一 職員、試験事務の実施の方法その他の事項についての試験事務の実施に関する計画が試験事務の適正かつ確実な実施のために適切なものであること。
- 二 前号の試験事務の実施に関する計画を適正かつ確実に実施するに足りる経理的基礎及び技術的能力があること。
- 三 試験事務以外の業務を行っている場合には、その業務を行うことによって試験事務が不正になるおそれがないこと。

(2) 指定・登録法人

法人の名称 : 財団法人 日本自動車輸送技術協会

指定・登録時期 : 昭和 40 年 4 月 17 日

法人の連絡先 : 東京都千代田区 6 番町 6 勝永六番町ビル 3 F

指定・登録の理由 : 指定登録基準に適合するものと認められるため

(3) 指定・登録基準に係る問い合わせ、照会等

特になし